

平成29年4月7日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株)越後建設 羽咋郡宝達志水町今浜ヲ53

2 指名停止期間

平成29年4月7日から平成29年7月6日まで (3箇月)

3 指名停止理由

(株)越後建設は、平成29年3月30日、中能登土木総合事務所発注の「道路保全業務委託(その2)」に係る指名競争入札において、落札決定後、技術者の配置ができないことを理由に、同月31日に契約締結を辞退した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表2-16に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第2 (贈賄および不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712